

(算定の基礎となる事項を記載した書類)

平成28年度水道事業会計資金不足比率の概要について

資金不足比率

公営企業の資金不足を事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

資金不足比率	=	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{-5,511,336 \text{ 千円}}{3,881,473 \text{ 千円}} = -1.42$	マイナスのため (資金不足なし)
--------	---	---	---------------------

$$\begin{aligned} \text{資金の不足額} &= (\text{流動負債} - \text{控除企業債等} - \text{控除引当金等}) \\ &+ \text{算入地方債の現在高} \\ &- (\text{流動資産} + \text{貸倒引当金}) - \text{解消可能資金不足額} \end{aligned}$$

【内容】

: 473,509 千円
: 該当なし
: 5,984,845 千円
: 該当なし

$$\text{事業の規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

【内容】

: 3,881,473 千円
: 該当なし

参考

控除企業債等	平成28年度決算において、貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で、建設改良費等に充てるためのものの額
控除引当金等	平成28年度決算において、貸借対照表の流動負債に計上されている引当金とリース債務の額(算入猶予の経過措置3年間)
算入地方債の現在高	建設改良費等(建設改良費及び準建設改良費(地方債に関する省令第12条に規定する経費))以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の平成28年度決算における残高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額
貸倒引当金	平成28年度決算における流動資産に係る貸倒引当金の額(算入猶予の経過措置3年間)
解消可能資金不足額	事業開始後一定期間に構造的に資金の不足が生じる等の事情がある場合において資金の不足額から控除する一定の額